

# 「神奈川県大気汚染緊急時措置の手引き」

－光化学オキシダント対策－

# 神奈川県大気汚染緊急時措置について

## 1 神奈川県大気汚染緊急時措置について

### (1) 概要

神奈川県では、大気汚染防止法第23条及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例第112条第1項の規定に基づき、大気汚染による緊急事態が予想される場合にとるべき措置として「神奈川県大気汚染緊急時措置要綱」（以下「要綱」という。）を制定しています。

光化学スモッグの発生しやすい4月～10月を「実施期間」として、要綱では次のような対策を行うこととしています。

- ア 県民への被害の未然防止を図るため、光化学スモッグ情報の提供や光化学スモッグ注意報等の発令を行う
- イ 光化学スモッグの原因となる大気汚染物質の削減を図るため、燃料使用量の大きい大規模工場・事業場への燃料使用量等削減措置要請を行う

### (2) 光化学スモッグ情報（予報）の提供及び緊急時措置の発令について

県では、光化学スモッグによる被害を未然に防止するため、光化学スモッグ情報（予報）の提供及び緊急時措置の発令を行っています。

#### ア 光化学スモッグ情報（予報）の提供

県内各地の大気汚染常時監視測定データや各種気象データにより光化学オキシダントの汚染予測を行い、次の状況に該当する場合には、県内全域を対象として、光化学スモッグ情報（A型、B型の2段階）を、午後5時（翌日の予報）と午前10時（当日の予報）に提供しています。

- A型： 今日（明日）は、県内に光化学スモッグの発生するおそれがある。
- B型： 今後の気象条件によって、今日（明日）は、県内に光化学スモッグの発生するおそれがある。

#### イ 緊急時措置の発令について

県内各地の大気汚染常時監視測定データでの光化学オキシダントの測定値が、別表の基準に該当する場合は、該当する地域（地域区分は次のとおり）を対象として、緊急時措置（注意報、警報、重大緊急時警報）を発令します。

発令地域	市町村	発令地域	市町村		
横浜	横浜市	西湘 (2市8町)	小田原市	山北町	
川崎	川崎市		南足柄市	開成町	
相模原	相模原市		中井町	箱根町	
横須賀	横須賀市		大井町	真鶴町	
三浦	三浦市		松田町	湯河原町	
湘南 (5市4町)	逗子市	県央 (7市1町1村)	秦野市	座間市	
	鎌倉市		寒川町	厚木市	綾瀬市
	藤沢市		大磯町	大和市	愛川町
	茅ヶ崎市		二宮町	伊勢原市	清川村
	平塚市			海老名市	

別表

発 令 基 準 等

	予報		注意報	警報	重大緊急時警報
	前日 (午後5時)	当日 (午前10時)			
発令基準 気象条件からみられることを条件と継続	光化学オキシダント 注意報の発令基準の程度に汚染するおそれがあると予測したとき		1時間値0.12ppm以上である大気汚染の状態になったとき	1時間値0.24ppm以上である大気汚染の状態になったとき	1時間値0.4ppm以上である大気汚染の状態になったとき
解除基準 気象条件からみられることを条件と継続	光化学オキシダント 1 注意報の発令基準の程度に汚染するおそれがなくなったとき 2 注意報、警報または重大緊急時警報の発令をしたとき		発令基準未満となったとき	1 発令基準未満となったにもかかわらず、なお汚染が継続すると予想されるときは注意報に切り換える 2 注意報の発令基準未満となり、その状況が継続すると認められるときは注意報に切り換えることなく解除する	1 発令基準未満となったにもかかわらず、なお汚染が継続すると予想されるときは警報または注意報に切り換える 2 注意報の発令基準未満となり、その状況が継続すると認められるときは警報または注意報に切り換えることなく解除する

## 2 主要ばい煙排出者の削減措置について

### (1) 概要

県は、緊急時措置等が発令された場合（※1）に、主要ばい煙排出者（※2）に対して、削減措置（※3）をとることを求めています。

※1 具体的には、次のような場合です。

- ア 光化学スモッグ情報（うちA型のみ：前日及び当日）を提供した場合
- イ 緊急時措置（注意報、警報、重大緊急時警報）を発令した場合

※2 主要ばい煙排出者とは、ばい煙排出者のうち次の条件に該当する者です。

- 工場・事業場（市町村・一部事務組合の一般廃棄物処理場を除く）  
各ばい煙発生施設（予備用は除く。）において使用される原料及び燃料の量を重油の量に換算したものの合計量が、常用最大で1時間当たり1.5kLを超える場合
- 市町村・一部事務組合の一般廃棄物処理場  
廃棄物焼却炉において焼却する原料の量を重油の量に換算したものの合計量が定格で1時間当たり4.0kLを超える場合

※3 主要ばい煙排出者が行う削減措置

原則として、次の削減率による燃料使用量を削減すること、若しくは、それと同程度の効果を有する措置（脱硝強化等）をとること

#### 【削減率】

前 日 予 報	10%
当 日 予 報	20%
注 意 報	20%
警 報	25%
重大緊急時警報	40%

### (2) 主要ばい煙排出者となった工場・事業場が行う対応について

主要ばい煙排出者が行う対応は、次のとおりです。

#### ア 削減計画の提出（1月に依頼、2月 日まで提出）

各主要ばい煙排出者は、その年の実施期間（4月～10月）の緊急時措置等が発令された場合に行う措置の計画について提出をしてください。（詳細は、「令和6年度光化学オキシダント緊急時措置等実施計画書等の提出について（依頼）」を御覧ください）

#### イ 削減措置の事前準備（～3月）

発令連絡の受信、工場内の連絡、削減措置の実施に係る所内の体制の検討、マニュアルへの反映、措置状況の記録方法等、削減措置のための事前準備をしてください。

## ウ 削減の実施（緊急時措置等の実施期間：4月～10月）

### （ア）発令の連絡

光化学スモッグ情報（A型のみ：前日及び当日）を提供した場合及び緊急時措置（注意報、警報、重大緊急時警報）を発令した場合は、別紙により県環境科学センターから各主要ばい煙排出者へファクシミリで連絡します。

なお、発令状況は次の方法により入手することもできます。

- ① インターネットによる情報提供  
（光化学注意報発令状況メインメニュー）

<https://www.pref.kanagawa.jp/sys/taikikanshi/kanshi/realtime/index.html>

- ② テレホンサービスによる情報提供  
電話番号 050-5306-2687

- ③ メールサービスによる情報提供  
（メーリングリスト登録・解除方法）

<https://www.pref.kanagawa.jp/sys/taikikanshi/kanshi/other/mail.html>

### （イ）削減の実施

- ① ファクシミリ（別紙）を受信したら、別紙の中欄に記入のうえ、必ずファクシミリで環境科学センター（番号：0463-24-3315）あてに返信してください。

なお、中欄の「工場番号」欄には「令和6年度光化学オキシダント緊急時措置等実施計画書等の提出について（依頼）」に記載されている貴工場の工場番号（例：1-1）を記入してください。

**※ ファクシミリの混雑状況により送信エラーとなる場合があります。その場合は、お手数ですが、環境科学センター環境情報部環境監視情報課まで電話連絡をお願いします。（電話：0463-24-4105（直通）又は 0463-24-3311（代表））**

- ② 受信後、速やかに計画削減率に達するよう削減措置に着手してください。  
なお、発令時の燃料使用量またはNO<sub>x</sub>排出量が、削減率の基準となります。（計画に記載する通常排出量からの削減率ではありません）

- ③ ②に着手した段階で、別紙の下欄の該当部分に記入のうえ、所管する各地域県政総合センターあてに、ファクシミリで連絡をしてください。（横浜市及び川崎市を除く地域の工場・事業場のみ）

※ 計画している措置に着手したら「1」、措置対象の施設が停止中で措置ができない場合は「2」、「2」以外の理由で措置ができない場合は「3」と記入する

- ④ 削減措置を実施した結果を記録してください。（任意様式）

※ 次回「原燃料使用量等実態調査」実施時に提出してください。

### (ウ) 削減措置の解除

別表（2ページ）の解除基準のとおり、大気汚染のおそれがなくなった場合は、発令区域毎に緊急時措置等が解除されます。その際には、環境科学センターから各主要ばい煙排出者に対して、ファクシミリにより連絡します。

（アと同様にインターネット等により情報を入手することができます。）

なお、発令中に日の入り時刻を経過した場合は、削減措置は解除となります。その際にも、同様にファクシミリにより連絡します。

### エ 削減結果の報告（11月）

毎年11月、翌年度の緊急時措置に向けた原燃料使用量等実態調査を行います。その提出の際に、実施期間中の発令の際の削減率の実績を提出してください。

### オ その他

（ア）4月から6月の毎月1回（計3回）、環境科学センターから各主要ばい煙排出者に対して、ファクシミリの送信テストを行う予定ですので、御協力をお願いします。（その後、ファクシミリ番号の変更があった場合には、その旨を御連絡いただいた後に個別に送信テストを行います。）

※ **送信テストにおいて、ファクシミリの返信をお願いしていますが、回線の混雑状況により送信エラーとなる場合があります。その場合は、お手数ですが、環境科学センター環境情報部環境監視情報課まで電話連絡をお願いします。**

**（電話：0463-24-4105（直通）又は 0463-24-3311（代表））**

（イ）随時、県の環境課及び各地域県政総合センター環境部が、削減計画の実施状況等について、立入検査を行うことがあります。

令和 年 月 日

各工場長様

神奈川県知事

## 光化学オキシダント緊急時措置の発令について（通知）

次のとおり、緊急時措置を発令しましたので、計画に基づき対策を実施してください。

発令地域	種別	発令時刻	測定濃度		
			測定局名	時刻	濃度(ppm)
横浜地域		:		:	
川崎地域		:		:	
横須賀地域		:		:	
三浦地域		:		:	
湘南地域		:		:	
西湘地域		:		:	
県央地域		:		:	
相模原地域		:		:	

注意報発令地域における予報（A型）は、発令とともに解除します。（予報（A型）が発令されていた場合）

（ 問合せ先は、 電話 0463-24-3311（代表）  
環境科学センター環境情報部 0463-24-4105（土・日・祝日） ）

## 受信確認

受信したら、工場名、受信者名、工場番号を記入して返信してください。

工場名 :

受信者名 :

※ 返信先FAX番号

**0463-24-3315**

（なお、「NTTファクシミリ通信網」に加入している事業所は、  
返信先FAX番号の前に003502をダイヤルしてください。）

該当する工場番号を記入してください。 →

工場番号

※ファクシミリの混雑状況により送信エラーとなる場合があります。その場合は、お手数ですが、  
環境科学センター環境情報部まで電話連絡をお願いします。  
（電話：0463-24-3311（代表）、0463-24-4105（土・日・祝日））

## 措置開始確認

計画どおりの措置を開始したら「1」、措置対象施設が停止中のため実施できない場合は「2」

「2」以外の理由で実施できない場合は「3」と記入し、→→→

記入欄

次の送信先にファクシミリで送信してください。

※送信先ファクシミリ番号

貴工場の所在地	送信先	電話番号 ファクシミリ番号
横浜市、川崎市	措置開始確認は、送信不要です	
横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、 葉山町	横須賀三浦地域県政総合センター 環境課	046-823-0210 046-824-2459
相模原市、厚木市、大和市、海老名市、 座間市、綾瀬市、愛川町、清川村	県央地域県政総合センター 環境保全課	046-224-1111 046-225-5218
平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、 伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町	湘南地域県政総合センター 環境保全課	0463-22-2711 0463-24-3608
小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町、南 足柄市、中井町、大井町、松田町、 山北町、開成町	県西地域県政総合センター 環境保全課	0465-32-8000 0465-32-8919